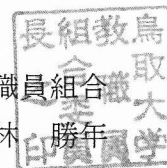


2012年11月29日

国立大学法人 鳥取大学
学長 能勢 隆之 様

国立大学法人 鳥取大学教職員組合
中央執行委員長 小林 勝年



期末・勤勉手当の改善の要望書

(給与減額前の期末・勤勉手当の支給を要求します)

日頃より、本学教職員の労働条件の向上に向けてご尽力いただいていることに改めて感謝いたします。

さて、7月1日付けで実施された「鳥取大学職員の給与の臨時特例に関する規程」による職員の給与削減については、実施の前提とされていた「震災復興のため」とする理由は現状では消滅していると指摘せざるを得ません。また、衆議院も解散され、「補正予算での運営費交付金の削減」も決定されていません。

一方で、2013年1月から2.1%の復興特別所得税が徴収されることが決まっております、その結果7.8%の給与減額と合わせ、減額率は9.9%となります。このような二重の徴収行為は法律的にも矛盾します。

これらの状況を踏まえ、下記のとおり、給与減額そのものを「撤回」し、6月以前の給与水準等に「復活」させることを要求します。

記

1. 給与規程等の改定による給与の削減を「撤回」し、これまでに削減した給与を支払うこと。

2. 1が直ちには困難な場合でも、少なくとも期末・勤勉手当額については6月以前の給与の月額水準に復活させ、12月期を支給すること。

以上